

水俣市告示第81号

水俣市ウェブバナー掲載要綱を次のように定める。

令和2年6月24日

水俣市長 高岡 利治

水俣市ウェブバナー掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市のホームページ(以下「市ホームページ」という。)へのバナー方式による広告(以下「ウェブバナー」という。)の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 ウェブバナーは、広報みなまた広告掲載要綱(平成19年告示第45号)第2条及び第3条に掲げる基準に適合するものでなければならない。

第3条 ウェブバナーの掲載を行うページ、ウェブバナーの位置及び枠数は、あらかじめ用意された枠内とする。

第4条 掲載するウェブバナーの規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦70ピクセル、横160ピクセル
- (2) 画像形式 GIF(アニメーションGIF不可)、JPEG、PNG
- (3) 容量 100KB以下

(禁止表現)

第5条 次の表現を含むウェブバナーは、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため掲載しない。

- (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」等の表現
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(テキスト入力が可能に見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)

(市の掲載情報との区別)

第6条 閲覧者が本市に関する情報であるかのように混同するおそれがある次のような表現を含むウェブバナーは掲載しない。

- (1) 市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「市民協働」「生涯学習」など市政を連想させる分野において一般的

な表現を用いるなど、閲覧者が本市の事業と誤解しやすいもの。

(色調及び解像度)

第7条 ウェブバナーの色調及び解像度については、次の基準によるものとする。

- (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を用いる場合には、文字が読みやすくなるよう配慮しなければならない。
- (2) 金銀色、蛍光色は使用しないものとし、原色を使用する場合は、極端な色使いにならないこととする。

(聴覚的方法の併用)

第8条 ウェブバナーに音声情報や音声ブラウザでの読み上げる際の代替情報を付加するものとする。

(掲載期間)

第9条 ウェブバナーを掲載する期間は、1箇月を単位とし、連続する掲載期間は、原則として最大12箇月とする。

(掲載の申込み)

第10条 ウェブバナーの掲載の申込みは、水俣市ウェブバナー申込書(様式第1号)にウェブバナー案を添えて、掲載開始希望日の1箇月前までに市長に申し込むものとする。

(掲載の決定)

第11条 市長は、前条の申込みがあったときは、広報みなまた広告掲載要綱第6条に基づいて審査し、ウェブバナー掲載の可否を決定する。

2 申込者数がウェブバナー掲載枠を超える時は、次に掲げる順位により決定するものとする。この場合において、優先順位が同一の場合は掲載希望月数の多いものを優先することとし、ウェブバナー掲載期間が同一の場合は申込みの受付順により決定するものとする。

- (1) 国、他の地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (3) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (4) 前号に掲げるもの以外の私企業又は自営業者で、市内に事業所等を有するもの

(5) 前2号に掲げるもの以外の私企業、自営業者等

3 市長は、ウェブバナー掲載の可否を決定したとき、水俣市ウェブバナー掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により、その結果及び掲載期間等について、当該申込者に通知する。

(掲載内容の承諾)

第12条 前条2項の規定により、ウェブバナー掲載の決定を受けた申込者は、指定する期日までに、掲載内容及び条件等についての承諾書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(掲載料)

第13条 ウェブバナー掲載料は、1枠につき月額10,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 申込者は、指定する期日までに、ウェブバナー掲載料を一括して納付しなければならない。

(掲載するウェブバナーの責任等)

第14条 申込者は、掲載されたウェブバナーに関する一切の責任を負わなければならない。

2 申込者は、掲載されたウェブバナーに対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等があった場合、自らの責任でそれに対処しなければならない。

3 ウェブバナー作成費は、申込者が負担する。

(内容等の変更)

第15条 市長は、ウェブバナーの内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等（以下「広告内容等」という。）が第2条に掲げる基準に抵触し、又はそのおそれが認められるときは、申込者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(リンク先の変更)

第16条 申込者は、ウェブバナーのリンク先等を変更するときは、変更希望日の7日前（閉庁日を除く。）までに水俣市ウェブバナー申込書（様式第1号）により、市長に申し出なければならない。

(掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込者への催促その

他何らかの手續を要することなく、ウェブバナーの掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにウェブバナー掲載料の納付がないとき。
- (2) 第15条の規定による広告内容等の変更を申込者が行わないとき。
- (3) その他ウェブバナーの掲載が適切ではないと市長が判断したとき。

2 前項の規定によりウェブバナーの掲載を取り消した場合は、納付済みのウェブバナー掲載料は返還しない。

(掲載の取下げ)

第18条 申込者は、自己の都合によりウェブバナーの掲載を取り下げるときは、掲載中止希望日の7日前（閉庁日除く。）までに水俣市ウェブバナー申込書（様式第1号）により、市長に申し出なければならない。

2 前項の規定によりウェブバナーの掲載を取り下げた場合は、納付済みのウェブバナー掲載料は返還しない。

(掲載料の返還)

第19条 市長は、申込者の責めに帰さない理由によりウェブバナーの掲載を取り消したときは、納付済みのウェブバナー掲載料を当該申込者に返還する。

2 前項の規定により返還するウェブバナー掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以降の納付済み月額総額の総額とする。

3 第1項の規定により返還するウェブバナー掲載料には、利子を付さない。

(掲載期間の延長)

第20条 市長は、ウェブバナーの掲載期間内に水俣市の都合で市ホームページを閉鎖した場合又は申込者の責めに帰さない理由により水俣市がウェブバナーを掲載できなかった場合は、閉鎖日数又は掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。

(補足)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ウェブバナーの掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。